

第9回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事録

- 1 日 時 平成23年10月17日(月)
 14時00分から17時00分まで

- 2 場 所 兵庫県民会館3階 304号室

- 3 出席者 委員 荏原 明則
 委員 森津 秀夫
 委員 根本 敏行
 委員 樋口 信子
 委員 片山 朋子
 委員 北村 泰寿
 委員 浜田 透

- 4 議事内容 別紙のとおり

審 議 の 概 要

事務局からの説明の後、質疑を受けた。

委員：北西側の角の駐車場が使いにくく、安全上もよくない。従業員用(の区画)の一部を移して、(北西)角を来店者が使うことがないようにするべきではないか。

参考資料 3 ページの配置計画図に駐車場の出入口とは別に横断歩道を渡ったところに歩行者、自転車用の出入口があるが、東側から来た来店者に案内看板が分からず、車両出入口から一緒に入ってしまうことになるので、歩行者、自転車用の出入口の案内看板が必要なのではないか。

事務局：従業員用については車止めチェーンのところ(にある 3 台)は動かさないため、他の 2 台又は 3 台を北西側の角に振り分けて配分する。歩行者、自転車用出入口の案内看板については大店立地法の届出までに対応する。

委員：(店舗前の稲継西)交差点を左折して迂回させる誘導看板の大きさはどれくらいか。

事務局：大きさは検討中だが、走行車両からでも見える大きさとするよう指導している。

委員：景観に関しては現在交渉中となっているが、参考資料 5 ページの建物立面図のままでは彩度が高すぎるので、地域環境と調和を図るように検討していただきたい。

委員：(各委員に諮った上で)原案どおり、知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

審 議 の 概 要

事務局からの説明の後、質疑を受けた。

委 員：計画図において、(来退店車両向け)案内看板の明記がないが、適切に誘導できるのか審議できない。

事務局：右左折両方による来退店を認めており、案内看板については複雑になるとは考えていない。事業者には指導中であり、大店立地法の審議時には明記させる。

委 員：車止めは各(駐車)マスに設けるのか。駐車場入口からすぐの駐車位置は、車止めがないとまっすぐ進入するのではないか。誘導に従わない車が出てこないか。車止めを設置するか路面に矢印表示をしたほうがよいのではないか。

事務局：車止めを設置又は路面表示を行うように指導する。

委 員：店舗、店舗とあるが何が違うのか。

事務局：店舗がエーコープで、店舗はドラッグストアになると聞いている。

委 員：ドラッグストアの看板は派手ではないか。

事務局：加古川市の景観部局とも話し合い、問題がありそうなら彩度を落とすよう指導する。

委 員：入口から荷さばき施設までかなり距離があるが、搬入車両はどこを通るのか。また荷さばき施設にうまく止められるのか。

事務局：軌跡上は問題ないと聞いている。

委 員：(店舗前面の)路側帯に路上駐車はないか。

事務局：現地を確認したが路上駐車はなかった。

委員：営業が始まってからが問題で、路側帯に路上駐車すると人や自転車と車が交錯する可能性があるので注意すること。

委員：(各委員に諮った上で)原案どおり、知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

審 議 の 概 要

事務局からの説明の後、質疑を受けた。

委員：誘導の方法だが、参考資料6ページで見るとブロック は(隔地の)駐車場 に入り、それ以外のブロック 、 、 は宇佐崎南交差点を東に進んでから入ることになっているが、どのような理由でそう分けたのか。

事務局：地元の自治会や、警察から宇佐崎南交差点の東側の交差点に多くの車が進入するのを抑えて、入口 に入る形にしてほしいとの要望を受けたからである。

委員：実際は宇佐崎南交差点を北流入左折する交通量をブロック毎に分けることはできないのではないか。ブロック毎に分けるという誘導ができるというならどういう誘導の仕方をするのか。ブロック の車も宇佐崎南交差点で左折可能なのでそちらに入ってしまうのではないか。

事務局：誘導経路どおり国道250号から直接左折入庫に誘導できるのかということか。

委員：参考資料5ページの方面別交通量の割合になるとすると、駐車場 から通り抜けて駐車場 に入ることになる。その間の行き来が多いと問題が出てくる。必ずしもいい案内になっていないのではないか。

委員：国道250号から駐車場 に入り、1度通過した後、駐車場 へ右折入庫すると考えているのか。

事務局：駐車場 が満車になれば、そういった車も出てくるとは思う。

委員：駐車場 と駐車場の行き来については案内看板を付けないのか。

事務局：参考資料 3 ページのとおり案内看板を付けると聞いている。

委員：あまり来店しない者は駐車場 へ行き、(通り抜けて) 出庫できると考えるのではないか。

事務局：入口 から国道 250 号に出庫するよりも、出入口 や から宇佐崎南交差点を通過して出る方が安全だと考える。地域を知っている者以外は、駐車場を通過して出庫することは考えられない。

委員：駐車場 からの出庫は出入口 を右折して北上するということか。しかし、駐車場 にしか案内看板がなく入口 が入口専用であることは駐車場から分からない。駐車場 からも分かるような案内看板が必要ではないか。出入口 から駐車場 へ行くのは防げないため、通り抜ける目的で行ってはいけないことが分かるような案内看板が出入口 のところに必要である。

事務局：はい。

委員：議案書 39 ページで営業時間が午後 10 時までだが、夜間駐車場の利用制限については、問題ないか。

事務局：大店立地法の届出の段階で正式に出すが、今のところ夜間の利用制限をせず駐車場を利用できる。周辺見取図のとおり、周辺に住宅が少なく問題ないと考えている。

委員：駐車場 に止めた来店者はどこを通過して店舗に出入りするの。横断歩道や案内看板はあるのか。

事務局：市道白浜 193 号線側の歩行者・自転車用出入口を考えている。

委員：通常は交通整理員がおり、駐車場 が満車になれば駐車場 に案内するべきではないか。入口 から入り駐車場 がいっぱいなら駐車場 に行くの

は逆ではないか。

事務局：通常なら（全ての来退店車両が）宇佐崎南交差点を東進して、無信号交差点を右折して（市道白浜 177 号線を通り）店舗側の駐車場に入る。駐車場が満車時には駐車場に行く。

しかし、市道白浜 177 号線に負荷をかけないように、との近隣との申し合わせがあった。このため、店舗側は、来店客数の比率が高いブロックからの来店車両を宇佐崎南交差点で南下させて、入口から駐車場に入庫させるように誘導する。実際には駐車場から満車となるかと思うが、開店後の周知などで時間帯により直接駐車場に止める来店車両も増えるのではないかと考える。

駐車場に止めた来店者の店舗への出入りについては、市道白浜 193 号線には歩道はないが車の通行はほとんどなく、歩行者・自転車用出入口でよいと考えている。

交差点処理についても、ブロック別の分布どおりでなくても問題ないことを確認している。入口は構造を角度を付ける形でつくり出庫しにくくするほか、出入口の側に案内看板を付けて通り抜けしないようにする。

委員：駐車場（間の行き来について）の看板だけでなく、歩行者への案内看板も付けていただきたい。

事務局：安全を確保できるような文言で設置したいと考える。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり、知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

審 議 の 概 要

事務局からの説明の後、質疑を受けた。

委 員：駐車台数のうち、軽自動車専用（区画）は何台あるのか。（普通車の駐車に支障ないことを）調べた上でのことか。

事務局：96台のうち25台になる。姫路市内の自動車の保有台数のうち軽自動車の割合が38.2%であることから、特に問題ないとの考え方でこの台数として
いる。

委 員：軽自動車専用は店舗から遠い位置ばかりであり、軽自動車の来店者でも普通車の区画に止めるのではないかと。軽自動車専用で軽自動車が駐車しなかった場合、台数が足りなくなる可能性がある。対策を考えて解決してもらわないといけない。

委 員：国道312号線側の出口は必要なのか。これがないと（来退店車両を）捌けないのか。

事務局：市道砥堀21号線側の出入口だけにすると出入りがしにくいかと考え、前面道路である国道312号線に出口があった方が円滑に出入りできるのではないかと考えた。

委 員：国道側の出口は、バス停のすぐ横に位置しているがバスの一日の便数はどれくらいか。

事務局：通常は1時間に1本で、通勤時間帯は増える。

委 員：通勤時間帯などには（バス通行の妨げとならないように）、出口に交通整理員を立てるか、その時間帯だけ（出口を）閉鎖するような配慮が必要で

ある。

事務局：通勤時間帯の出入りについての配慮は事業者に話して、その対応をお願いする。

委員：(案内)看板の色遣いは良くない。

事務局：以前から指摘を受けており、経路案内の色を、(禁止を意味する)赤ではなく、青に変えさせている。

委員：(店舗ごとにバラバラではなく)統一感を持たせるよう事務局で指導してほしい。

委員：敷地内や敷地東側に水路が通っているが、市が管理しているのか。

事務局：水路については市町村が管理しており、市町村が許可をする予定で、その事前協議が終わったと聞いている。

委員：農業用水路だと思われるが、工事で水路を汚さないよう注意していただきたい。

事務局：はい。

委員：国道への出口について通勤時間帯の対応を考えていただくが、交通量の検討を要する。(時間帯としては)朝と、特に夕方が多いのではないか。

事務局：恐らく夕方が混むのではないかと思う。

委員：バス停のギリギリに出口を設けており、出庫車両がバス(の発車)を妨げることになるので配慮が必要である。

委員：通勤時間帯、特に夕方の時間帯において、出庫台数と道路交通量、バス運行との関係が輻輳する可能性がある所以对策をどうするか。議案書 45 ページの留意事項 1 に「繁忙時“等”」と付け加えて、対策を次回説明していただくか。

事務局：大店立地法の届出時に資料を整えて、法の審議会の際に説明します。

委員：「繁忙時“等”」と付け加えることにする。あと、駐車場のレイアウトをどうするか。

委員：軽自動車（専用区画）の位置について検討してもらう必要がある。

事務局：今までは駐車台数に余裕がありレイアウトの変更が可能であった場合に留意事項を付したが、今回は余裕がないので留意事項にした場合に変更することが可能かどうかの問題がある。

委員：通路幅に余裕があり、少し狭くすれば対応できるのではないか。

委員：配置だけでなく、誘導方法も含めて検討すればよい。

委員：誘導でこのレイアウトでも大丈夫だと言えればよいが、できないならば対策を講じてもらわないといけない。

事務局：何とか駐車台数を確保している状況であり、交通整理員での対応か、それに変わる措置をしてもらう。

委員：外売場を狭めてもよいのではないか。

事務局：事業者側は外売場を狭めたくないということだ。

委員：交通整理員による（軽自動車専用区画への）誘導は他店舗で実際にしているところはあるので、満車になりそうな時の交通整理員による軽自動車の誘導はある程度可能かと思う。

委員：交通整理員で対応するなら、きちんと場内の誘導をするように。

事務局：駐車場内のレイアウト（の検討）については、過去の留意事項を参考にし新たに追加する。軽自動車の保有率については、世帯での所有状況でなく、類似店舗実績などで再度検討してもらう。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり、知事意見は有しないものとし、駐車

場のレイアウトに関して追加するものとする。

議案5 : (仮称) ホームセンターコーナン三田ウッディタウン店 A棟

審 議 の 概 要

事務局からの説明の後、質疑を受けた。

委 員：カーディーラーの店舗部分の荷さばき施設はどうなっているのか。廃棄物の保管施設もない。本来変更がいるのではないか。

事務局：コーナン側の廃棄物施設を利用する。

委 員：行き来できないのではないか。

事務局：車はできないが、人は行き来できる。

委 員：荷さばきはどこですか。議案書 52 ページの意見内容で搬入車両が通るといっているからにはカーディーラー敷地にも搬入車両があり、荷さばきするということになる。この場合届出をするべきではないか。

カーディーラーは物販になるのか。

委 員：ここで展示している車を買って持って帰るわけではないので車は商品ではなく荷さばき施設はいらぬのではないか。

委 員：大型家具などでもそういうことはあるのではないか。

委 員：そうするとやはり（商品であり）荷さばき施設は必要だ。

委 員：荷さばき施設が不要というなら出口の幅員は6mでよい。商品の搬入であることは間違いのないのではないか。大型家具の場合は荷さばきが必要で車の場合は不要というわけにはいかない。荷さばきがあると騒音の調査が必要になる。

委 員：中古車展示場もあり、展示する中古車の搬出入もあるのではないか。騒音

予測は来店車の予測だけだが、他に騒音源はないのか。場内の狭い通路をどうやって搬入車を出し入れするのか。

委員：荷さばき施設の利用時間帯とあるが、荷さばきがないとえば、いつでも使えることになる。

事務局：荷さばき車両の軌跡を確認したが、来店車両が駐車している状態でも動線に問題ない。

騒音に関しては、等価騒音の結果は台数をコーナンと合わせた 3,500 台/日で過大に計算しているため、本来はもっと低い数値になると思われ問題ない。

委員：値としては問題ないが夜間に荷さばきを行うことがないようきっちりと運用してほしい。

委員：荷さばき施設として、車を降ろすなどでの騒音があるのか。もし、営業時間外に車を出し入れするならその分の騒音を確認してもらい、それでも問題ないならよい。

荷さばき施設として使用する場所があるかどうか確認していただき、次回もう一度審議するのはどうか。騒音の問題については、荷さばき施設の利用時間が午前 6 時から午後 10 時になっているが、早朝にしているのか。

委員：騒音は、荷さばき施設の利用時間が午前 6 時から午後 10 時までとなっているので、この間に搬入、搬出してもらえば問題ない。

委員：荷さばき施設の変更も 8 ヶ月制限がかかるのか。

事務局：付属施設の位置変更は基本的には 8 ヶ月制限がかかる。ただし周辺環境に与える影響がほとんどないものについては軽微な変更として取り扱い、8 ヶ月制限はかからない。今回荷さばき車両は、1 台/日で、かつ周辺に住

宅もないため軽微な変更該当し、制限はかからないものと思われる。

委員：荷さばき施設に位置づけないと騒音の問題にもかからないことになるので、荷さばき施設とするべきではないか。自由に使えると大きな違いとなる。

委員：実際は問題ないと思うが、確認していただきたい。

事務局：今回は出入口の変更について結論をいただき、荷さばき施設については別途、位置変更の届出をしてもらい、内容により軽微な変更であればその旨を報告する。

委員：(諮問でなくても)報告をしていただければよい。

委員：(各委員に諮った上で)原案どおり、知事意見は有しないものとする。